

第1 審査会の結論

異議申立人が平成26年10月15日付けで行った銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）に対し、実施機関が平成26年10月22日付け銚子市社指令第29号で、開示請求の対象となった公文書の一部を不開示とした決定（以下「原決定」という。）については、原決定で不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）のうち、相談者の国民健康保険に関する相談内容及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分並びに相談者の健康状態に関する部分に含まれた相談者の勤務先に関する情報については、開示することが妥当である。その他の不開示部分については、原決定のとおり不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原決定を取り消し、不開示部分の全部を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

開示請求の対象となった社会福祉課における生活保護に関する面接記録票（以下「面接記録票」という。）では、不開示部分が意図的に隠ぺいされた。これは実施機関が相談者の急迫性を認識していたにもかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条を適用する急迫職権保護義務を果たさなかった事実を隠ぺいするためのものであり、同条による保護実施機関に課された義務を履行しておけば、相談者がその子を絞殺した上での無理心中事件を容易に防げた事案であるから実施機関には不作為を通しての未必の故意があったと言わざるを得ない。

よって面接記録票の不開示部分の全部を開示することを求める。

第3 実施機関の説明要旨

条例においては、何人でも実施機関に対し公文書の開示を請求することができることとされ、請求を受けた実施機関は、公文書に条例第8条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないこととされている。また、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該不開示情報を除いた部分について開示しなければならないこととされている。

原決定については、面接記録票に相談者の氏名、住所等が含まれ、特定の個人が識別できる状態にあることから、面接記録票に含まれる相談者個人に関する情報は、条例第8条第2号の個人情報に該当する。しかしながら、面接記録票に含まれる個人情報のうち、氏名、住所、年齢のほか相談

内容の一部については、事件報道等により既に公にされており、これらの既に公にされた個人情報については、同号アに該当することから、開示することとし、その他の個人情報を不開示としたものである。

不開示部分は、相談者の年金収入、生年月日、健康状態、国民健康保険に関する相談内容、ライフラインの停止・滞納状況及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分であり、これらは全て相談者の個人情報であり、条例第8条第2号ア、イ又はウのいずれかに該当しない限り、開示することはできない。

不開示部分については、事件報道等においても明らかにされておらず、条例第8条第2号アには該当しない。また、既に相談者が逮捕され今後は裁判等を通じて事件の真相が明らかにされていく状況から、同号イの規定を適用して、個人情報を開示する必要性は認められない。さらに同号ウは、職務執行に係る情報に含まれる公務員の所属、職名及び氏名であり、当然これには該当しない。

そもそも条例第3条の規定にあるとおり、実施機関は、条例の解釈運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならないものであり、条例第8条第2号ただし書の規定の適用については、極めて限定的に解釈しなければならないものである。

よって原決定は妥当なものである。

第4 審査会の判断

1 不開示部分について

不開示部分は、面接記録票に記録された相談者の年金収入、生年月日、健康状態、国民健康保険に関する相談内容、ライフラインの停止・滞納状況及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分である。

2 条例第8条第2号の該当性

実施機関は、不開示部分に関し不開示とした理由として、条例第8条第2号に該当することを主張しているので、その該当性について検討する。

(1) 条例第8条第2号の内容について

条例第8条第2号は、条例第7条の規定による開示の請求に対する条例第8条各号列記以外の部分の規定による実施機関の開示義務の例外規定として定められた同条各号の不開示情報の一つである。このため同条第2号に該当する情報は、不開示とすることができる。

条例第8条第2号の内容としては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定

の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するもの、とされている。また、同号ア、イ又はウに該当する情報については、同号ただし書の規定により不開示情報から除外され、開示義務が生じることになる。

(2) 不開示部分に関する該当性について

不開示部分である面接記録票に記録された相談者の年金収入、生年月日、健康状態、国民健康保険に関する相談内容、ライフラインの停止・滞納状況及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分について、条例第8条第2号の該当性を検討すると、これらの情報は全て相談者の個人に関する情報であり、かつ、面接記録票に相談者の氏名、住所等が含まれ、特定の個人が識別できる状態にあることから、条例第8条第2号の該当性が認められる。

(3) 条例第8条第2号アの該当性

不開示部分について、法令等の規定により、又は慣行として、公にされ、又は公にされることが予定されている情報の該当性については、次のとおり検討する。

(ア) 事件報道について

平成26年9月24日に面接記録票に記載された相談者が、家賃滞納による県営住宅の明け渡しの強制執行の際に中学生の娘を絞殺した疑いで逮捕される事件が発生し、相談者が生活保護の窓口を訪問していたことが明らかとなり、その相談内容についても様々な側面から報道されたことを確認した。

これらの事件報道により、相談者の氏名、住所、年齢のほか相談内容の一部が公にされており、これらの既に公にされた情報については、条例第8条第2号アに該当することを理由に、実施機関は開示している。

しかしながら、事件報道において不開示部分が公にされた事実は確認できず、不開示部分の条例第8条第2号アの該当性については、認められない。

(イ) 市議会における議論について

(ア)で検討した事件については、原決定の決定日後の平成26年11月28日開会の平成26年12月銚子市議会定例会の本会議の一般質問において議論されており、その内容は会議録で確認することができる。これによると、同年12月11日の執行部側の説明の中で、相談者の国民健康保険に関する相談内容及び国民健康保険料等の滞納状況に関する説明がなされており、これにより相談者の国民健康保険

に関する相談内容及び国民健康保険料等の滞納状況に関する情報が明らかになっている。この会議録の内容は、慣行により銚子市のホームページで公開され、現在誰でも閲覧が可能な状態となっている。

したがって、不開示部分のうち、相談者の国民健康保険に関する相談内容及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分は、条例第8条第2号アの「慣行により公にされている情報」に該当する。

その他の不開示部分については、市議会において公にされた事実は確認できず、条例第8条第2号アの該当性については、認められない。

(ウ) その他の公表事由について

(ア)及び(イ)において検討した事由のほか、不開示部分が公表される事由は認められない。

(4) 条例第8条第2号イの該当性

条例第8条第2号イの規定は、同号に該当した不開示情報のうち、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報について、個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、なおこれに優越する公益があるときに限って適用される規定である。

異議申立人の主張によると、不開示部分の開示を求める目的として、保護実施機関の不作为を証明断罪し、殺人の容疑で逮捕された相談者を救済するための資料を裁判所に提出することが述べられている。

事件の真相解明の必要性は、当然認められるが、その役割は、裁判所、検察官、弁護士等の司法関係者が担うものであり、これに必要な書類等を地方公共団体に求めるための制度については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及び弁護士法（昭和24年法律第205号）において情報公開制度とは別に用意されている。

このため、異議申立人が主張する目的のために、条例第8条第2号イの規定を適用して不開示部分を開示する必要性は認められない。

(5) 条例第8条第2号ウの該当性

不開示部分は、いずれも職務遂行に係る情報に属する公務員の所属、職名又は氏名ではないため、条例第8条第2号ウの該当性については、認められない。

3 相談者の健康状態に関する部分の検討

不開示部分のうち、相談者の健康状態に関する部分の内容について検討すると、その一部に相談者の勤務先に関する情報として独立して識別できる部分が認められた。2で検討したとおり相談者の健康状態に関する情報は、条例第8条第2号に該当し、かつ、同号ア、イ又はウのいずれにも該

当しないため不開示情報となるが、相談者の勤務先に関する情報については、面接記録票の別の記載部分では、事件報道により既に公にされた情報であることから、同号アに該当することを理由に、実施機関は開示している。条例第9条本文の規定によると、公文書のうち不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該不開示情報を除いた部分を開示しなければならないこととされており、不開示部分のうち、相談者の健康状態に関する部分に含まれた相談者の勤務先に関する情報については、同条本文の規定を適用すべきである。

4 結論

以上のとおり、不開示部分のうち、相談者の国民健康保険に関する相談内容及び国民健康保険料等の滞納状況に関する部分は、条例第8条第2号アに該当し、不開示情報から除外されることから、開示することが妥当である。また、相談者の健康状態に関する部分に含まれた相談者の勤務先に関する情報については、条例第9条本文の規定を適用し、開示することが妥当である。その他の不開示部分については、原決定のとおり不開示とすることが妥当である。

第5 審議経過及び審査委員

1 審議経過

平成26年12月 9日 諮問書の受理
平成26年12月17日 異議申立人の意見書受理
平成26年12月26日 諮問実施機関の意見書受理
平成27年 1月21日 審議（第1回）
平成27年 2月16日 異議申立人による口頭意見陳述（異議申立人の欠席により中止）
平成27年 2月18日 審議（第2回）

2 審査委員

会長 富永博之、委員 明妻隆夫、委員 金塚英治

以 上